

防整施第6938号  
28.3.31  
一部改正 防整施第2823号  
30.3.7  
一部改正 防整施第16878号  
令和2年10月28日  
一部改正 防整施第14935号  
令和6年6月26日

大臣官房長  
地方協力局長  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

整備計画局長  
(公印省略)

#### 建設工事に係る技術業務の発注情報等の公表について（通知）

標記について、建設工事に係る技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。）の入札及び契約手続のより一層の透明性及び競争性を確保するため、発注の見通しに関する事項、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項等の公表に係る手続を別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告又は手続開始の公示を行う技術業務について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

また、本通知の実施に関し、必要な運用については、整備計画局建設制度官から通知させる。

なお、建設工事に係る技術業務の発注情報等の公表について（防整施第15609号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 第1 発注の見通しに関する事項の公表

### 1 公表の対象

- (1) 国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が500万円を超えないと見込まれるものを除き発注の見通しに関する事項の公表を行うものとする。
- (2) 前号の発注の見通しに関する事項並びにその変更に関する事項の公表については、次に掲げる事項を含むものとする。

ア 業務名、業務場所、履行期間及び業務概要

イ 入札方法等

ウ 公告時期

### 2 公表の時期

- (1) 発注予定業務の年度当初の公表

毎年度、4月1日以降で、当初予算の成立後速やかに行うものとする。

- (2) 発注予定業務を見直した場合の公表

当該年度の10月1日を目途として行うものとする。ただし、補正予算の成立に伴い見直した場合は速やかに行うものとする。

なお、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が必要と認めた場合は、適宜行うことができるものとする。

### 3 公表の方法

契約担当官等は、防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）の文書閲覧窓口（閲覧文書の閲覧を希望する部外者からの申し出に応ずるために防衛省発注機関の長が定める閲覧場所をいう。以下同じ。）に備え置いて閲覧に供するものとし、当該事項を公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

また、発注見通しの公表については、文書閲覧窓口に備え置いて閲覧に供するほか、防衛省発注機関のホームページに掲載するものとする。

### 4 その他留意事項

公表する技術業務は、防衛省発注機関の長等が入札執行等できると判断したものに限る。

## 第2 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表

### 1 公表の対象

国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が100万円を超えないものを除き対象とする。

### 2 公表の内容

(1) 競争に付した場合

ア 業務名、業務場所、業務概要

イ 指名業者名及び指名の理由

ウ 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条の2及び第99条の3の規定により随意契約によることとした場合においては、契約の相手方及び契約金額）

エ 入札年月日

オ 契約の相手方の商号又は名称及び住所

カ 契約金額

キ 予定価格

ク 履行期間

(2) プロポーザル方式に付した場合

ア 業務の名称、業務場所、業種概要

イ 標準プロポーザル方式における選定業者名及び選定理由

ウ 公募型プロポーザル方式における選定手続に係る次に掲げる事項

(ア) 参加表明書を提出した業者名

(イ) 選定の有無

(ウ) 選定されなかった理由

エ 特定業者名及び特定理由

オ 特定手続に係る次に掲げる事項

(ア) 技術提案書を提出した業者名

(イ) 特定の有無

(ウ) 特定されなかった理由

カ 契約の相手方の商号又は名称及び住所

キ 契約金額

ク 予定価格

ケ 履行期間

(3) 随意契約によることとした場合（プロポーザル方式に付した場合及び予決令第99条の2及び第99条の3の規定により随意契約によることとした場合を除く。）

ア 業務名、業務場所、業務概要

イ 随意契約理由

ウ 契約の相手方の商号又は名称及び住所

エ 契約金額

オ 予定価格

カ 契約年月日

キ 履行期間

3 公表の時期

(1) 競争に付した場合

前項第1号アからクに関する事項及び変更契約に係る事項は、契約締結後遅滞なく公表するものとする。

ただし、従来型の指名競争にあって前項第1号ア及びイに関する事項は、指名通知後速やかに公表するものとする。

(2) プロポーザル方式に付した場合

前項第2号イに関する事項は、選定通知後に選定者名を空欄として速やかに公表し、契約の締結後遅滞なく選定者名を含めて公表する。

前項第2号ア、ウからケ及び変更契約に係る事項は、契約締結後遅滞なく公表する。

(3) 随意契約によることとした場合

当初契約に係る事項及び変更契約に係る事項は、契約締結後遅滞なく公表する。

#### 4 公表の方法

前項に係る公表の方法については、第1第3項に準ずるものとする。

また、入札結果等の公表については、文書閲覧窓口に備え置いて閲覧に供するほか、防衛省発注機関のホームページに掲載するものとする。

### 第3 有資格者名簿等の公表

1 技術業務に係る有資格者名簿については、第1第3項に定める文書閲覧窓口に備え置いて閲覧に供するほか、防衛本省のホームページを利用して公表することとする。

2 技術業務に係る級別の格付区分等の公表については、訓令及び防衛省における契約事務の取扱いについて（防経会第51号。19. 1. 4）の別紙（ただし、第2第1項、第3項から第6項並びに第3から第5、第7及び第8に掲げる事項を除く。）を技術業務の契約事務をつかさどる部署に備え置いて閲覧に供するものとする。